

ハラスメント対策委員会 内規

第1条(名称) 本委員会は、「ハラスメント対策委員会」と称する。

第2条(任務) 本委員会は、本学会におけるハラスメントの防止・対策のために「ハラスメント防止のガイドライン」に則り、次の業務を行う。なお、委員はプライバシーの保護については十分配慮し、相談の記録や相談人から提出された書類などの扱いは慎重に行う。過去のデータは委員長が管理する。

- ①ハラスメントに関する相談と調整。
- ②ハラスメント防止・対策に関する啓発活動の促進。

第3条(構成および委員の選任)

- ①本委員会は、常任幹事会の総務、幹事長、学会のあり方検討委員会の委員1名を含む4名をもって組織する。残り1名は委員長の指名に基づき、原則として過去の常任幹事経験者から選ぶ。
- ②委員の構成は、原則として全員が同性にならないものとする。

第4条(任期)

- ①本委員会委員の任期は1年とし、再任を妨げないが、3選はできない。
- ②委員に欠員が生じた場合には、委員の選任の規定に応じて補充を行う。補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条(委員長)

- ①委員長は原則として幹事会の総務が担当する。
- ②委員長の選任は、役員会および総会で承認されなければならない。
- ③委員長の任期は1年とし、再任を妨げないが、3選はできない。
- ④委員長は本委員会を招集、統括し、本委員会を代表する。
- ⑤委員長は年2回の総会において、委員会の活動の報告を行う。会員からの相談については相談件数のみを報告する。
- ⑥委員長は相談担当委員、ハラスメント調査委員会などの関連部署と連携をはかりながら、委員会の決定を速やかに実行に移せるように調整する。
- ⑦委員長は必要が生じた場合、委員以外の会員に委員会への出席を求めることができる。
- ⑧委員長はハラスメント認定やその伝達の方法に際して、関係者の個人情報の保護に配慮した上で、外部の専門家(弁護士など)に助言を仰ぐことができる。その際に要した費用については、学会が負担する。

第6条(委員会の開催)

- ①委員会は、会員からの相談案件が生じたときに、委員長の招集により開催する。
- ②委員会は原則としてオンライン開催とする。
- ③場合によっては、メールによる持ち回り方式の委員会開催も可とする。

第7条(相談担当委員)

- ①委員会は、ハラスメントに関する相談とその対応のため、本委員会の委員以外から選んだ相談担当委員(4名)を置く。
- ②前項の相談担当委員に関する必要な事項は別に定める。
- ③委員長は相談担当委員から、相談者の聴取の報告を受ける。相談者から委員会への申立の意思が示された場合、ガイドラインの適用範囲に照らして扱うべき案件かどうかを委員会で審議する。委員長は最終的な審議の結果を相談担当委員に報告する。

第8条(ハラスメント調査委員会)

- ①委員会はハラスメントに関する調査のため、委員会内にハラスメント調査委員会を設置することができる。

- ②前項のハラスメント調査委員会に関する必要な事項は別に定める。
- ③委員会はハラスメント調査委員会からの報告をもとに、案件がハラスメントにあたるかどうかを含め、調整の方法や手順について審議する。

第9条(内規の改正) 本内規の改訂は、委員会の発議に基づき、総会で承認されて発効する。

付則 本内規は、2025年6月2日より施行する。

相談担当委員に関する規則(案)

第1条 ハラスメント対策委員会内規第7条②に基づき、ハラスメント対策委員会は相談担当委員(4名)を置くことができる。

第2条(任務) 相談担当委員は「ハラスメント防止のガイドライン」に則り、プライバシーの保護に十分配慮したうえで、次の業務を行う。

- ①委員2名で相談者から聴取を行い、相談受付票をハラスメント対策委員会委員長に提出する。
- ②相談者がハラスメント対策委員会に申立をするかどうかの意思を確認し、申立をする場合には申立書に記入してもらい、ハラスメント対策委員会に提出する。
- ③ハラスメント対策委員会での審議の結果を申立人に報告する。

第3条(構成および委員の選任)

- ①相談担当委員(4名)は、支部を2グループに分け(【Aグループ】北海道・東北、関東、中部、【Bグループ】関西、中国・四国、九州)、各グループから2名ずつを選出し、当該支部の承認を得る。4名のうち2名は原則として関東支部と関西支部(支部長または支部代表幹事が望ましい)から1名ずつ、残り2名はそれ以外の2つの支部から1名ずつ(支部長または支部代表幹事が望ましい)選出する。
- ②委員の構成は、原則として男女同数とする。

第4条(任期)

- ①相談担当委員の任期は1年とし、再任を妨げないが、3選はできない。
- ②委員に欠員が生じた場合には、委員の選任の規定に応じて補充を行う。補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条(規則の改正) 本規則の改訂は、ハラスメント対策委員会の発議に基づき、総会で承認されて発効する。

付則 本内規は、2025年6月2日より施行する。

ハラスメント調査委員会に関する規則(案)

第1条 ハラスメント対策委員会内規第8条②に基づき、ハラスメント対策委員会はハラスメント調査委員会を置くことができる。

第2条(任務) ハラスメント調査委員会は「ハラスメント防止のガイドライン」に則り、プライバシーの保護に十分配慮したうえで、次の業務を行う。

- ①申立人の申立内容を加害者とされる者に伝える。
- ②申立人、加害者とされる者、相談担当委員および関係者から聴取を行う。
- ③原則として委員会の設置から3か月以内に、調査結果をハラスメント対策委員会に報告する。

第3条(構成および委員の選任)

- ①本委員会は、ハラスメント対策委員会の委員長が指名する2名以上の委員をもって組織する。委員は相談者、および加害者とされる者と利害関係のない者とする。
- ②委員の構成は、原則として全員が同性にならないものとする。

第4条(規則の改正) 本規則の改訂は、ハラスメント対策委員会の発議に基づき、総会で承認されて発効する。

付則 本内規は、2025年6月2日より施行する。